

令和5年度第2回消費生活審議会会議録

開催日時： 令和6年2月5日（月）午前10時～11時30分
開催場所： 青葉区役所7階特別会議室
出席委員： 佐々木伯朗会長、吉永一行副会長、萱場律子委員、佐々木菊恵委員
高山真里子委員、藤居法子委員、見田佳代委員、山田いずみ委員
横前睦美委員、渡辺淳子委員
市民局： 天野市民局長、大村生活安全安心部長、柴田消費生活センター所長
伊藤消費生活係長、錦戸相談啓発係長、中村総括主任、澤山主任
石井主事

議題（1）会長・副会長の選出について

- （司 会）議題（1）会長・副会長の選出を行います。こちらは暫定で消費生活センター所長の柴田が進行を務めますのでよろしくお願いいたします。
- （センター）暫定で進行を務めさせていただきます。仙台市消費生活条例施行規則第28条第1項の規定に基づき、会長及び副会長は委員の互選により定めるとしております。まず、会長でございますが、いかがいたしましょうか。
- （渡辺委員）佐々木伯朗委員に引き続き会長をお願いしたいと思います。
- （センター）ただいま渡辺委員から会長に佐々木伯朗委員というご推薦がありましたがいかがでしょうか。
- （一同異議なし）
それでは会長は佐々木伯朗委員に決定いたしました。次に副会長ですが、いかがでしょうか。
- （佐々木会長）吉永委員にお願いできればと思います。
- （センター）副会長に吉永委員というご推薦がありましたが、いかがでしょうか。
- （一同異議なし）
それでは副会長は吉永委員に決定いたしました。これをもちまして会長・副会長の選出は終了とし、司会にお返しいたします。
- （司 会）佐々木会長、吉永副会長、お席のご移動をお願いいたします。
- （会長、副会長座席の移動）
それでは改めまして、佐々木会長、吉永副会長に一言ずつご挨拶をいただきたいと思っております。
- （佐々木会長）第24期審議会の会長となりました。改めて御礼を申し上げます。今回から審議会委員のメンバーが新しくなりまして、新規の方5名、継続の方が5名という体制です。新しいメンバーで、市民の消費生活の安定と向上に関する事項を調査審議してまいりたいと存じます。現在の仙台市消費生活基本計画は、令和3年度から5年間ですが、ちょうど折り返し地点です。本日は、消費生活基本計画の実施状況につきまして、事務局から報告をいただくとともに、消費者教育推進地域協議会として、地域包括支援センターで活躍されている横前委員から情報提供をいただく予定になっております。委員の皆様からいろいろなご意見やご感想を頂戴

しまして、議論できればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
(吉永副会長) 前期に引き続きまして、副会長を務めさせていただくことになりました吉永と申します。会長をサポートする役目を全うしながら審議会に貢献してまいりたいと思います。この審議会に加わって、最初に関わったのがまさにこの今期の基本計画の策定が始まった時期でした。それが折り返し地点を迎えて、そろそろ次のことを考えるということで一周するんだなと考えております。努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

会議及び会議録の公開の取扱いについて

(佐々木会長) 会議及び会議録の公開の取り扱いについてですが、会議の公開につきましては、仙台市附属機関の設置及び運営の基準に関する要綱の規定によりまして、公開または非公開を審議会で決定することになっております。また、仙台市情報公開条例第7条の各号に掲げる情報を取り扱う場合、その他非公開とすることに相当の理由がある場合のみ非公開となりますが、公開ということでよろしいでしょうか。

(一同異議なし)

それでは本日の審議会は公開といたします。

会議録署名委員について

(佐々木会長) 次に、会議録署名委員についてです。会議録の署名につきましては、私以外にもう1名の方からご署名をいただきたいと思っております。毎回名簿順としており、前回の審議会では高山委員にお願いしましたので、今回は藤居委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。(了承) それでは藤居委員にお願いしたいと思っております。

議題(2) 仙台市消費生活基本計画の実施状況について(令和5年度上半期評価指標分)

(佐々木会長) それでは議題に入ります。議題の(2) 仙台市消費生活基本計画の実施状況について、事務局からご説明をお願いします。

(センター) 仙台市消費生活基本計画の実施状況について、資料1により説明させていただきます。令和3年3月に、令和3年度から7年度までの第4期消費生活基本計画を策定いたしました。会長・副会長からもお話がありました通りでございます。皆様のお手元に参考資料として準備しております水色の冊子はその基本計画の冊子となります。この計画に基づいて消費生活に関する各種施策に取り組み、令和5年9月で3年目の上半期が終了したところでございます。お手元の資料1をご覧ください。1ページ目、『1 仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画の概要』については、記載のとおりでございますので、ご覧いただければと思います。本日は具体的施策の実施状況をメインに、2ページからご説明させていただきます。2ページの『2 令和5年度の実施状況について』でございます。計画では5つの施策の柱ごとに「評価指

標」を定めており、この評価指標について、(1)として令和5年度上半期の実績を記載しております。また、(2)主な取り組みとして、上半期に関わらず、5年度に実施してきた主なものを具体的に記載しております。初めに、施策の柱Ⅰ「消費生活の安全安心の確保」です。水色の基本計画の冊子では21ページに記載しております。(1)の評価指標は、1.食品表示調査の調査件数、2.計量検査におけるはかり検査戸数となっております。いずれも目標値に対して順調に調査及び検査を実施しており、年度末には目標値を達成する見込みとなっております。はかり検査戸数は、昨年度同時期より少ない数値ですが、区ごとに隔年で検査している都合上、宮城野区・若林区・泉区を対象とする奇数年度は、青葉区・太白区を対象とする偶数年度よりも調査対象件数が少ないためです。また、上半期ですでに半数を大幅に上回る件数を検査しているのは、相手方の都合で検査が計画通り進まない場合に備え、前半の調査件数を多くしているためです。(2)の主な取り組みについてです。こちらは2点、記載しております。消費生活センターでは、市民向けの消費生活情報誌として3か月に1度、「ゆたかなくらし」を発行しておりますが、6月号では夏休み期間に起こりやすい子どもの事故を取り上げ、注意喚起を行いました。また、計量に関しては、市ホームページに、「仙台市の計量」というページを作り、生活の様々な場面で使用されるはかりについて、本市で実施する検査概要と、立入検査の状況を掲載し、情報の充実を図ったものでございます。次に、施策の柱Ⅱ「消費者教育・啓発の推進」です。基本計画では26ページに記載しております。(1)評価指標は、まず、1.消費者教育ウェブ教材「伊達学園」へのアクセス数、2.消費者市民社会の形成に寄与する取り組みの状況としております。一つ目の「伊達学園」へのアクセス数は、GIGAスクール構想による教育の情報化が進み、市内小中学校の児童生徒一人に一台クロームブックが整備され、授業や家庭学習で活用された結果、目標値を大幅に上回る実績となっております。見田先生には大変ご尽力いただきましたが、順調に伸びているところがございます。前年度同時期と比べましても件数が伸びていることから、学校での伊達学園の活用が定着してきているものと考えております。二つ目の消費者市民社会の形成に寄与する取り組みの状況ですが、3つの評価内容について、市政モニターアンケートの結果で評価しております。計画終了時点の割合を目標値としておりますので途中経過となっておりますが、①については現時点で目標値を上回っており、②③についても、目標値に近い数値となっておりますので、引き続き啓発に努めてまいります。3ページ目になります。主な取り組みについては4点挙げさせていただいております。一つ目は、広瀬通り地下歩道内の広告や、デジタルサイネージという電子看板、掲示板のようなものですが、こちらを活用した相談窓口の周知です。人通りが多い場所で、効果的な周知を図りました。二つ目は、情報誌での食品

ロス削減の啓発です。食品の保存方法により美味しく食べきる工夫などを紹介しております。三つ目は、エシカル消費イベント「エシカルデイワン」の開催です。当日は、トークセッションを通して、ゲストのみなさんと一緒にエシカル消費への理解を深め、消費行動を考え行動していく機会を提供いたしました。四つめは、消費者川柳の募集です。今年度も多くの方々からご応募いただき、1,859句が集まりました。社会問題や身近な消費行動などを表現した入賞作品は、情報誌やセミナーにおける啓発などに活用しています。続きまして、施策の柱Ⅲ「消費者被害の防止及び救済です。基本計画では29ページに記載しております。(1) 評価指標ですが、1.消費生活センターの認知度、2.消費者被害防止の取り組み状況としております。いずれも、市政モニターアンケートの結果を実績として入れております。計画終了時点の割合を目標値としておりますので、この数値も途中経過とはなりますが、消費者被害防止の取り組み状況については、3つの評価内容について、すでに目標値を上回っている状況です。一方、消費生活センターの認知度については、目標値をやや下回る結果となっておりますので、引き続き啓発に努めてまいります。(2)の主な取り組みについては2点です。一つ目は、ホームページを改修してアクセスしやすくするとともに、注意喚起情報やバナー広告を随時更新して情報提供を行いました。二つ目として、具体的な相談事例について、弁護士による定期的な事例研究会を実施し、相談員の資質向上を図ったものです。4ページをご覧ください。施策の柱Ⅳ「高齢者等特に配慮を要する消費者への対応です。基本計画は32ページになります。(1) 評価指標は、1.連携による見守り事業の推進、2.消費者被害防止及び見守り事業の推進としております。「配食サービス配達時の注意喚起チラシの配布数」については、昨年度同時期と比較し、団体数配布数ともに上回っており、目標値を達成できる見込みとなっております。くらしのセミナーの実施については、①高齢者・障害者向けと②見守りの担い手となる団体向けの2種類ありますが、いずれも依頼をいただいて実施するものです。高齢者・障害者向けセミナーは、昨年度はコロナウイルス感染症の影響により、上半期は3回と依頼件数自体が少ない状況でしたが、今年度は16回となり大幅に回復しております。担い手向けセミナーは、上半期は昨年から1回増え、今後2月実施予定を含めると目標の5回を達成できる見込みとなっております。今後も、依頼の増加に繋がるよう、各団体と連携しながら、機会をとらえてセミナーのPRに努めてまいります。(2)の主な取り組みは、各区の敬老行事に合わせた消費者被害未然防止の取り組みです。各区の会場で相談事例を紹介したほか、消費生活センターの案内を掲載した啓発物品を配布し啓発を行いました。施策の柱Ⅴ「多様な主体との連携の推進」は再掲となるため、割愛させていただきます。資料1の説明は以上となります。

(佐々木会長) 事務局から資料1により説明がありました。ただいまの説明について、ご質問やご意見などがありましたらお願いします。

(渡辺委員) 2ページと3ページのモニターアンケートの結果について、令和4年度と令和5年度で対象人数が違うのですが、選定方法はどのようになっているかということと、対象人数が違うと実績に影響すると思うのですが、どう認識しているのでしょうか。

(佐々木会長) ご質問ありがとうございます。事務局から回答をお願いいたします。

(センター) 市政モニターアンケートですが、毎年、仙台市の広聴課で、市民の方々から市政モニターの募集を行っており、区や年齢など、バランスをとりながら、モニターとして1年間委嘱をしているものでございます。令和4年度と令和5年度の数字が違うのは、令和5年度に人数を増やしたと聞いているのですが、増えた理由までは確認していなかったところです。より多くの方から、意見をいただくということで、郵送とインターネットで回答をいただくモニターの定員が、令和4年度については200人、令和5年度は400人を選定しているということで数の違いとなっています。居住区や年代のバランスをとってモニターを選定しているということです。そのパーセンテージに関しては、このまま使えるものという認識しております。

(佐々木会長) 他にご質問やご意見等ございませんでしょうか。もしないようであれば、その次の議題に移りたいと思います。

議題(3) 高齢者や地域における消費者教育について(消費者教育推進地域協議会)

※ 議題(3)の会議録及び資料2については、仙台市情報公開条例第7条第2号に基づき非公開とする

(佐々木会長) 以上で議事を終了とさせていただきます。それでは進行を事務局にお返しいたします。